

「石見肥塚家文書」中世分の翻刻と紹介

肥塚氏は、石見国那賀郡小石見郷（現在の島根県浜田市周辺）を拠点に活動したいわゆる土豪クラスの在地領主である。⁽¹⁾戦前に編纂された『那賀郡史』⁽²⁾には、武蔵国大里郡肥塚を苗字の地とし、武蔵七党の丹党に属するとあるが、確実な史料で動向が確認できるようになるのは文明年間以降である。主家は石見国の有力国人である三隅氏から福屋氏と変遷し、最終的には毛利氏（吉川氏）に従っている。関ヶ原合戦後も石見国に留まり、現在も浜田市に続いている。

肥塚氏の家伝文書（中世分）は後掲のとおり五十四点が確認でき、まとまった量が残る石見国の土豪層の文書として希有な存在であるとともに、戦国期に滅亡した三隅氏の発給文書を多数含んでいること、及び大内氏被官沼間氏⁽³⁾に関する史料がある点からも、戦国期の石見国地域の政治・社会構造を研究する上で重要である。

これまでの調査は、まず大正十一年（一九二二）に島根県史編纂掛（当時）が謄写本を、次いで昭和六年（一九三二）には史料編纂所が謄写本を

それぞれ作成している。近年では平成十一年（一九九九）に史料編纂所が写真帳⁽⁶⁾を作成している。翻刻は先述の『那賀郡誌』、旧『島根県史』第六卷・第七卷及び『大日本史料』⁽⁷⁾等でされているが一部に留まっている上、島根県史編纂掛の謄写本や戦前の翻刻には誤りも散見され、十分とは言えない。

そこで平成二十八年（二〇一六）八月、中世分全ての翻刻と平成十一年に確認された文書の現状確認を目的として現地調査を行った（史料編纂所一般共同研究）。その結果、封紙ではあるが中世史料が新たに一点（五四号）確認できた。また島根県史編纂掛の調査で確認されながら、平成十一年の調査では確認できなかった史料五点のうち一点を再発見することもできた（四四号）。

各文書の内容を解説する余裕はないが、近年紹介が相次ぐ石見の中世文書群とあわせて本史料が活用されることを希望する。

倉佐中西日本
恒伯司田多次
康徳健友博謙
一哉一広之一

【謝辞】

翻刻文の掲載に同意いただいた所蔵者の肥塚健二・由美子ご夫妻には衷心より感謝申し上げます。また、調査には浜田市教育委員会川本裕司様・藤田大輔様、浜田市高佐公民館様、島根県立古代出雲歴史博物館伊藤大貴様のご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます（所属は当時）。

【註】

- (1) 「肥塚」の読みについて、現在の所蔵者名は「ひづか」だが、中世では「こいつか」と読んでいる（二二号文書、一六号文書ほか）。
- (2) 大島幾太郎『那賀郡史』（私家版、一九七〇年、著述完成一九四〇年）。
- (3) 沼間氏に関しては、松井直人「義興と義隆期大内氏権力の構造的特質——大内氏被官沼間氏の動向を手がかりに——」（『日本歴史』八二二、二〇一六年）を参照。
- (4) 島根県立図書館所蔵『旧島根県史編纂資料 中世筆写編一六』所収。
- (5) 請求記号3071.73-23。
- (6) 請求記号46171.73-36。
- (7) 『大日本史料』第九編之五、同編之七。これ以外にも『広島県史 古代中世資料編V』（広島県、一九八〇年）、『新島取県史 資料編古代中世I 古文書編下』（鳥取県、二〇一五年）、『中世益田・益田氏関係史料集』（益田市・同市教育委員会、二〇一六年）でも翻刻されているが、いずれも数点の紹介に留まる。

【凡例】

- ・掲載は編年順とし、年次比定が困難なものは月日順とした。
- ・島根県史編纂掛作成の謄写本でのみ確認できた文書も、その年紀に従い掲げ、史料名に「謄写本」と示した。
- ・史料の様式が折紙・小切紙の場合は、それぞれ史料名に示した。
- ・改行位置は原文書どおりとした。

・字体は漢字・かなを問わず原則として常用字体を用いた。変体がなについて、ひらがなに変換した。

・本文には読点（・）及び並列点（・）を施し、読解の便宜を図った。

・塗抹された箇所は■で示した。

・見せ消し箇所は「 」で、合点は「へ」で、傍注は（ ）でそれぞれ示した。

・虫損・欠損等で判読できない文字は文字数を推定して□で示した。

・端裏書・奥書は上下に「 」を加え、その位置に従って（端裏書（奥書）と傍注した。

・史料に関して留意すべき点がある場合は、※で示した。

一 三隅豊信感状写（謄写本）

（淀子カ）
（谷職カ）
今度よとしのかんせん太刀打蒙さす候、

尤しんひやう之至候、殊留守之事情、祝着

之至候、恐々謹言、

七月廿一日 豊信（花押影）

恋塚三郎右衛門殿

※寛正二年の和泉国淀子合戦に関係すると思われるので、ひとまずここに掲げる。

二 某兼能契約状

（二引両カ）

右自今日公方儀存候間、
名字進之候上ハ、善悪
末代無等閑申可承候、
若惣領二たいし被致

余儀を候者、其時名字
可為伊遍者也、為後日契約の状
如件、

平朝臣
肥塚左衛門次郎殿
文明五年庚八月十四日 兼能（花押1）

※本史料は検討を要する。

三 川田原刑部右衛門契約状写（謄写本）
長通次郎右衛門と沙汰仕候、彼沙汰をま
け候者、於此名田候所て望あるましく候、

若望（成敗）の儀申候者、御せ（成敗）はい可給候、若重
而翫（緩急）たひいたし候者、し（子々孫々カカ）、そつ（カカ）、をたつ
ね候て、御制（成敗）はい可給候、其時是非儀申ま
しく候、仍為後日之状如件、

文明五年三月三日
形部右衛門（川田原）○（略押）

四 長通次郎衛門放状案
かう（川田原）たい原形部多もん（マダ）の名

田につき候て、沙汰仕候、若此さた
にまけ候ハ、ま（末代）つたい彼名田ニ、

いろこひあるましく候、もし
くわん（緩急）たい申候ハ、し（子々孫々）、そん（カカ）くを
たつね候て、ちやうくをわたし、
御せ（成敗）はいあるへく候、其時何如
儀あるましく候、仍為後日之状如

件 たいけつの時の（放）はなち（長通）状
文明五年三月三日 次郎衛門（略押）十

五 三隅氏奉行人某信厚・某為盛・三浦盛種連署奉書案

川田原形部右衛門名田之内、

長通次郎右衛門論所事、

被聞食分、形部右衛門可渡

付候由、被仰付候、無相違長

通恩田可令地行候、雖

然諸御公事至無沙汰者、可

被上候由候、依達進如件、

文明五年癸巳三月十二日

形部右衛門所へ
信厚 為盛 盛種

六 三隅貞信感状（切紙）

去廿三日夜、黒河

但馬守預合力、

於彼城百姓等

討捕粉骨旨

神妙至候、猶委細

三浦三郎右衛門尉可申候、

恐々謹言、

三月廿九日 貞信（三隅）（花押2）

肥塚左衛門次郎殿

※三隅貞信の活動時期から文明年間後半と推定し、ひとまずここに掲げる。

七 三隅貞信感状（小切紙）

〔端裏切封〕
〔墨引〕

萬聚寺領百性成敗

御、碎手忠節之由、三浦

民部丞註進候、神妙至候、

彼等討述候者六惜候処、

即時討留候事、誠祝

着不過之候、今度之動

無比類候、粉骨儀候、

委細三浦三郎右衛門尉可申候、

謹言、

七月十二日 貞信（三隅）
（花押3）

肥塚左衛門次郎殿

※三隅貞信の活動時期から文明年間後半と推定し、ひとまずここに掲げる。

八 某避渡状写

〔端裏書〕
〔三浦五郎左衛門殿〕

よ三名之事、計会ニより候て、

六斗のねんく無沙汰依申候ニ、

あけ申候、若了簡候ハ、我々ニても

候へ、又ハ余るひニても候へ、ねんく

かんちやう申候て、ほんそう仕、わひ

事申候ハ、御（扶持）ふちあるへく候、
仍あけ状如件、

延徳元年三月十日

三浦五郎左衛門殿

九 某避状写

〔端裏書〕
〔三浦五郎右衛門尉殿〕

よ三名之事、計会ニより候て、

六斗のねんく無沙汰申候によつ

て、あけ申候、若りやうけん候ハ、

我々ニても候へ、又ハよるいニても候へ、

ねんくかんちやう申候て、ほんそう仕候、

わひ事申候ハ、御（扶持）ふちあるへく候、

仍あけ状如件、

千足（マゴ）

三浦五郎左衛門殿

延徳元年三月十日

※年月日と宛所の位置は原文のママ。

一〇 三浦五郎右衛門避渡状案

〔端裏書〕
〔河上三郎衛門殿〕
三浦五郎右衛門尉

御（扶持）ふち候在所之事、よ三名くつ

し候て、三反の分代壹貫三百文

にて渡申候、今日より御請取ある

へく候、此名田之事者、六斗のねん

く二年無沙汰依申候^(真)、あけ申候、

其方へ若取つき候て、わひ事共候者、

ねんく^(年)かんちや^(勘定)う候て、被渡候つる哉、

其方のしんたひ^(進退)にて候、為其あけ

状をそゑ候て渡申候、

延徳三年正月廿日

かわ上^(河上)三郎衛門殿

一一 郷田原屋敷納所注文

^(端裏書)

河上 三郎衛もんとのへ

かう田はら屋しきの物、

一、二人のなんしよ^(納所)朮春四貫文、

一、よし名なんしよ、

米一石一斗八升二合、

か、り用とう^(月)三百文、

一、にんそく^(人足)五日、

河上三郎衛もんとのへ

三浦筑後(花押4)
※前号文書の宛所と同一であるため、ひとまずここに掲げる。

一二 三隅興信感状(小切紙)

依今度之弓箭

不慮之子細、至芸

州廿日市取退候

処、給人申合、小石

見三子山支居候、

無比類忠節候、於

向後弥々可抽粉

骨者也、仍感状如件、

十月二日 興信^(三隅)(花押5)

肥塚三郎右衛門尉殿

一三 三隅興信感状(小切紙)

去十四日長浜へ手遣の

時、中原城におひて吉動

仕、つふて一ヶ所、はしらかし

一ヶ所、式ヶ所蒙疵候、

神妙候、於以後も心かけ

忠節かん用候、仍感

状如件、

十一月十六日 興信^(三隅)(花押6)

肥塚

左衛門次郎殿

一四 三隅興兼感状(小切紙)

野田小二郎被官

鴨瀬小三郎

討捕頸持候、

神妙之至候、

委細三浦加賀守

かたより可申候、

恐々謹言、

壬十一月十八日 興兼(三鷹) (花押7)

肥塚三郎右衛門尉殿

一五 三隅興兼書状 (小切紙)

(端裏切封) 「(墨引)」

謀叛者共之事、

緩怠重畳候間、

至烏屋尾一陣

取付、則時加対治候、

先以祝着候、各

長浜迄罷出候之由

申候、辛勞之至候、

何時も就此方用所者

聞懸ニ相動候ハ、可

為忠節候、恐々謹言、

壬十一月十九日 興兼(三鷹) (花押8)

小石見給人中

一六 長岡具忠一字書出

忠

永正六年二月九日

肥塚左衛門三郎殿

長岡修理進
具忠

一七 (肥塚カ) 吉久讓状

(端裏書) 讓状

左衛門三郎殿 吉久 「

讓渡候所領之事

右彼在所者、青原三百姓二人之納所、春秋三貳貫充

兩名より四貫文なり、一年中之人足十七日、同所三浮田五

段文錢分貳貫文・段錢五百文、又郷内三与次名之内八百前、

いての屋敷奥之貳百前、迫之小田山島共三惣辻七貫

五百文なり、公方へ指出者四貫貳百文なり、御段

錢ハ屋敷を不持候とて悉皆御免許なり、左候間我々かつ

命つき三此内お青原より春四百八十文・秋四百八十文、又

与次名之内八百前、以上壹貫七百六十文可取候、又此所

領之内、謂所と申候て五百田一段、小屋敷一、肥塚太郎衛門方之

知行候、彼役候ニ一年ニ料足貳百文、年始歳末之礼

仕候、此前少も無沙汰候ハん時ハ、可放取候、其外悉皆たんふも

不残 御判之物共ニ悉讓渡候所実也、御奉公懇々

申候て知行可仕事、可有肝要者也、仍為後日

讓状如件、

永正九年壬十月五日 吉久(肥塚カ) (花押9)

左衛門三郎殿

一八 三隅興兼感状 (小切紙)

去月廿六日、益田領地

至金山要害手仕候処、

彼城切懸、剩被鎧疵

数ヶ所、無比類動、一段
神妙候、於已後弥可抽

軍忠事、肝要候者也、

仍感状如件、

永正十二年

二月二日 興兼(三隅) (花押10)

肥塚左衛門三郎殿

一九 西尾宗茂奉書

打渡申田之事

合五段分錢式貫文定也、

右田之在所者、かうさ式段、そり田名之内

(細谷)ほそ谷の内ミヤこかい地式反、三子山

のおくひ壹反、これハ粟原五反田之

御かわりとして御遣候、早可有御知

行候、仍執達如件、

永正十式年乙亥三月三日

肥塚左衛門三郎殿

西尾

二〇 肥塚忠久言上状(請文)案

小石見之内粟原五段田之事、就

御用代所五段同前郷内被下候条、

かの五段田之事、自今以後

是非之儀不可申上候、此由可然様、

可預御披露候、恐惶謹言、

永正十二年三月三日 肥塚左衛門三郎

※前号文書に対する請文カ

※本史料、宛所を欠く。

二一 養真庵くわんきん打渡状

肥塚右京亮

うち渡申候田之事 さいつか分

合五たん渡申候事実也、

此内かうさ二たん、ほそたに分三たん、

(在所)さいしよハミヤこかいち二たん、三子山おくひ

一たん、此前ちきやうあるへく候、仍状如件、

永正十二年辛の三月七日

くわんきん(養真庵) (花押12)

肥塚 左衛門三郎殿 参

二二 養真庵くわんきん打渡状案

肥塚右京亮 案文

うち渡申田之事 さいつか分

合五段渡申所実也、

此内かうさ二段、ほそたに分三たん、在所ハ

ミヤこかいち二段、三子山やまのて壹段、

此前可有知行候、仍状如件、

永正十二年辛の三月七日

くわんきん(養真庵)在判

肥塚左衛門三郎殿

※前号文書の案文カ

二三 三隅興兼安堵状

石州那賀郡小石見郷

之内、親三郎右衛門尉給分之事、

無相違当知行之分申付候、
諸役等無無沙汰可勤仕

事、肝要候、仍為後日一筆

如件、

永正十二年
三月十五日 興兼(三隅)(花押13)

肥塚左衛門三郎殿

二四 三隅興兼感状(小切紙)

今度至古和要害、牢

人共掛籠候間、則指遣諸

勢之処、自益田後卷出合、

去廿六日合戦候処、太刀打

蒙疵数ヶ所候、神妙之至候、

弥可抽軍忠者也、仍而

感状如件、

永正十二年

六月廿八日 興兼(三隅)(花押14)

肥塚左衛門三郎殿

二五 肥塚定久書状案

(端裏書)

「書渡 案文」

為以後壹筆とらせ候、仍(兄弟)きやうたい

之事にて候間、已後までも懇奉公

候ハ、余儀有間敷候、不儀致候ハ、

此状も用ニ立間敷候、田津之事ハ

おきのしものニ反前、同たきの

三反田、合而五反文(分カ)可致扶持候、(役)やく

等之儀ハ、京(役)やくの儀三百文、又(筑紫)つুকし
(役)やくの時二百文、まい(毎)年段錢百文
本走あるへく候、年春歳末懇にいた

すへく候、か様にハ申候へ共、不儀致候ハ、此儀入
ましく候、

永正十二年キのとの 極月十三日 肥塚左衛門三郎
定久

進上 肥塚 三郎右衛門尉殿 参

二六 (肥塚カ) 吉久讓状

(端裏書)「こいつか 左衛門三郎とのへ 進之候」

大次郎(肥塚)扶持候分、おきのしやうの田

たき(の)三百田、合五百文とらせ候

上者、京役三百文、つくし(筑紫)役式百文、

段錢(毎)まい年百文可致本走候、此上に

犬二郎何かと申候共、此分より外ニ用

立間敷候、其上不(沙汰)さたの儀候ハ、其身

しん(進退)たいまで申へく候、年春歳末

懇(に)申させ候へく候、為後日状如件、

永正十二年キのとの 十二月十三日 吉久(肥塚カ)(花押15)

肥塚 左衛門三郎殿 進之候

二七 (福屋カ) 慶兼感状(小切紙)

(端裏切封)「(墨引)」

去十六日於三隅洞明寺山

初合戦之時、粉骨之条

尤神妙、何様追而可

令褒美候、恐々謹言、

永正十五年戊

(福屋)

四月廿二日 慶兼 (花押16)

肥塚左衛門三郎殿

二八 山根信惠百姓打渡状

わたし申候百性之事
(ママ)

一所あをほらもりわき名之事、
(青原)(森脇)

為御給地無相違御知行あるへく候、

仍打渡申状如件、

享祿四年

六月廿四日 山根修理進

信惠 (花押17)

肥塚右京助殿
(忠保)

(免)

二九 山根信惠百姓打渡状案

肥塚右京亮 案文
(端裏書)

打渡申百性之事
(ママ)

一所青原森脇名之事、

為御給地無相違可有御知行候、仍打渡状如件、

享祿四年

六月廿四日 山根修理進

信惠在判

肥塚右京亮殿
(忠保)

※本史料は三一号文書と一紙に書かれている。

三〇 山根信惠百姓打渡状

打渡申百性之事
(ママ)

一所青原(川田原)こうたい原名之儀、重而

御愁訴によつて御扶持候、無相違

可有御知行候、能々御馳走肝要候

之由被 仰出候、仍打渡状如件、

享祿四年七月廿八日 山根修理進 信惠 (花押18)

肥塚右京亮殿
(忠保)

三一 山根信惠百姓打渡状案

打渡申百性之事
(ママ)

一所青原(川田原)こうたい原名之儀、重而依御愁訴

御扶持候、無相違可有御知行候、能々御馳

走肝要候之由被 仰出候、仍打渡状如件、

享祿四年

七月廿八日 山根修理進

信惠 在判

肥塚右京亮殿
(忠保)

※本史料は二九号文書と一紙に書かれている。

三二 三隅興信感状 (小切紙)

今日九日瀬戸しまへ
(瀬戸島)

てき取懸候、其処に為後
(敵)

巻かけあわせよき矢仕、

敵射取候、神妙候、弥々
(肝要)

忠節かん用候、仍

感状如件、

十一月九日 興信 (三隅) (花押19)

肥塚 三郎右衛門尉殿

※年未詳文書だが三隅氏の勢力が小石見地域に及ばなくなる天文

一〇年代以前の史料と推定されるので、ひとまずここに掲げる。

追記参照。

三三 (沼間興国家臣) 国憲・国貞・種貞連署奉書 (折紙)

石州那賀郡小石見郷

内森脇名五段分錢壹貫五

百文、高太原名分錢壹

貫五百文、浮田式段こうさ

分錢七百文、同壹段三子山

尾類分錢三百文、以上四貫

文分事、享祿四、三隅衆

山根修理進符中養真庵

打渡之前、興国被見候、仍先

可有知行之由候、注進被申候間

定而可被成 御下知候、

九月十七日 国憲 (花押20)

国貞 (花押21)

種貞 (花押22)

肥塚右京亮殿

三四 (沼間興国家臣) 国意・国貞・種貞連署奉書 (折紙)

石州小石見郷忠保給

地内浮田式段下高浦分錢

七百文、同壹段はら分錢三百

文、同小神證庵ノ前分錢百文、

以上壹貫百文目事、去

年雖被書載差出、証文

無出帶之条、被押置之処、以

一通愁訴之趣旧冬興国

注進有披露、被成 御

心得之由、宗長・隆兼・隆輔

奉書并注文三人裏封到来候之条、

打渡申所如件、

三月十日 国憲 (花押23)

国貞 (花押24)

種貞 (花押25)

肥塚右京進殿

三五 肥塚忠保給分坪付注文

給分坪付

壺所(森脇)もりわき 納所壹貫五百文

壺所(川田原)こうたい原 納所壹貫五百文

壺反代三百文

壺反代八百文

壺所代百文

式反代六百文

半代式百文

以上

四月十四日 肥塚右京亮 忠保 (花押26)

三六 肥塚忠保給分坪付注文

給分坪付之事

壺所森脇 納所式貫文年頭

して料足五十(文カ)

壺所かうたい原

屋とい十日

納所五百十六文

年頭五十文、屋とい七〔百カ〕

壺所式反田

納所四百八十〔文カ〕

せちりやうす〔炭〕ミ壺荷

年頭料足百文

屋とい三日

天役春秋に百〔文カ〕

壺所堂免
原田
式反代壺貫百文

四反代壺貫百文

壺反代六百文

壺反代六百文

小田式百文

神後庵前

壺反代三百文

壺反代六百文

小田

天文十一ミツのへ 四月十四日

※肥塚右京亮忠保の署判の位置は原文のママ。

三七 岡本兼貞契約状

依無御実子、拙者子之松法師丸

御女子と、うへ御縁之儀申合候、然上者

忠保任一通之旨、不可有別儀候、

松法師丸若年之事候条、忠保御

同居御雜類中不可有御指南

之外候、万一無御縁候者、御給地者

と、うへ相そへ兎角申間敷候、

自然実子御座候者存分不能申候、

仍為後日之状如件、

天文十壬卯年四月十六日

肥塚右京亮殿

参

兼貞 (花押 28)

三八 肥塚忠保書状

「肥塚右京亮」

我等給分雖以差出申候、原壺段代三百文、

神護庵之前代百文、右両所依無証文不致

出帯候、当癸之儀先可浮置之通承候、存其

旨候、依 上意之旨收納可仕候、雖然彼在所

無相違様御披露奉頼候、恐惶謹言、

十月十六日

阿川与三左衛門尉殿

※文脈から三三号・三四号文書と関係すると思われる

三九 肥塚忠保給地指出注文

式反分錢

壺反分錢

壺反分錢

壺反分錢

四反分錢

壺反分錢

八百文

五百文

四百文

三百文

壺貫六百文

式百文

以上

壹ヶ所
原田水不
壹ヶ所

居屋敷

分錢六百元

天文十三たつ六月吉日 肥塚右京亮給地内指出

四〇 吉川元春書状

今度宇津吹在番申付候、

羽衣石以一着之上式十石之

地可宛遣候、謹言、

十二月八日 元春(吉川) (花押 30)

「(奥ウハ書) 肥塚与四郎とのへ 元春」

四一 吉川氏奉行人連署書状 (折紙)

今度宇津吹在番

儀被仰付候、然間其

方給地反錢、彼在

番之間、可有御免候

由候、式十石之地被遣

候ハ、反錢之儀如

前々可相調候、恐々

謹言、

十二月八日 春房(桂左) (花押 31)

見市

春種(見玉) (花押 32)

二石

春澄(二宮) (花押 33)

肥塚与四郎殿

四二 内兼豊・同孫七郎証状写 (謄写本)

此くいか瀬名末代共預ケ申一通之事

依御渡候、勿論慥請取申候、此名役目之儀

を別紙二ツ書を以書立候て渡申より外ハ、

毛頭六ヶ敷事ハ申間敷候、右之分に申定候

からハ、譜代之百姓に定置候上者、徳政之

事者不及申、縦乱入之なりかハりに成候

共、我等此一通を進之候からハ、内之忤家

を統候者ハ別儀有間敷候、我等か事ハ勿

論子孫之代までも此名とりはなし候ハ

、此方聊爾ニて候間、右之御礼五十俵をは

たと御方へ渡可申候、自然彼名之内少も

田畠山河出入申者候ハ、此一通を以御

方御せんそ迄も聊爾有間敷しるしに右

之証文後々之為に写之条、子ニ候孫七郎

にも判形仕らせ候、仍為後年之証文如件、

十二月十三日 兼豊(内信濃守) (花押影)

同 孫七郎

肥塚左京進殿

四三 繁沢元氏袖判繁沢氏奉行人連署打渡坪付写

石州小石見之内打渡坪付

合 玉林領

玉林ノまへ
(繁澤元氏)
(花押影)

一、田式反 分米八斗
桑原てんまノまへ 柳かうつ分

一、田壹反小 分米五斗

已上田数三反小

分米壹石三斗之定

反錢壹貫文

一、屋敷村君之内 銀や屋敷

付島壹枚

天正廿年十二月九日 次兵衛 繁澤 書判

井上 肥前守 繁澤 書判

助兵衛 書判

玉林庵

四四 栗原孫三郎書状

(端裏書)

栗原より

肥塚右京亮殿 參御報

孫三郎

四郎左衛門尉

返々申入候、去年事一円めされす候、

おほしめし候て、御さしおき候ハ、

可畏入候、なんと御詫事可申候、

先日預御状委細拜見申候、去年秋通納所

在役二めされす候、うけ給候へとも福屋在様二

納所仕候、其上にても其方より堅御催促承候間、

うちまいとして最前料足式百文さんし比

渡申候、其後其方へ俵物三・料足四百文

進候、これハ誠二年比之事御座候間、

各取合申候、此迄事何とうけ給候とも御詫事

可申候、只今より一途調候ハ、春中各短足

可仕候、去年儀ハ一円めされ候ハんおほし候て、

御扶持候ハ、各可為目出度候、此上ニても於御分別

候て皆々恐入候、恐々謹言、

二月八日

孫三郎 (花押34)

四五 三浦盛高書状

(端裏書)

(墨引) こい□か殿 三浦五郎左へもん

おなしくこうたいハらも

御請取あるへく候、

よし名の事、いのき□

ちきやう可有候、

中太郎へハつもこりの日かな

らす山口へ御立あるへく候、

明後日廿九日これまで御越候

候へく候、又よし名の事

くつし候て、一向ニそなたへ渡

申候、何かと四郎左へもん申候へ共

上意にて候間、御請取

かんやふにて候、恐々謹言、

三月廿七日 盛□

四六 三浦盛直書状写 (謄写本)

態申入候、仍吉年来福寺半済之分ミやう

ねん田与申在所一段御扶持候、彼在所来
福寺半濟之内にてハ無御座候、然間色々
子細被申付候而、それへハたひ所被仰付
候、下口浦ニあけ所御座候、一段二反被仰
付候、ミやうねん田事来福寺へ御返候、委
細後藤勢兵衛方可被申候、恐々謹言、

五月二日 盛直(三浦) (花押影)
(封紙ウハ書カ)
(墨引)

肥塚左衛門三郎殿 三浦土佐守 盛直
御宿所

四七 中倉へい帳注文案

中倉へい帳之事

先、

五六 一蘭 一蘭ハ吉光分 多陀寺

壹蘭 道場(護摩堂)

壹蘭 こまとう

壹蘭 大宮司

地久寺

壹蘭 願成寺

みつさう坊

式 壹蘭 来福寺

間中 一けん 東条淡路守

間中 東条次郎左衛門

間中 関孫三郎

壹蘭 長岡修理進

壹蘭 佐々木豊前守

壹蘭 同孫左衛門

壹蘭 佐々木彦右衛門

壹蘭 同孫六

壹蘭 千代王

壹蘭 つ、ミ孫三郎

壹蘭 江上庵

一三 一蘭 間中 南前寺

間中 伊賀守

間中 渡辺三郎兵衛

間中 別所

間中 兵部左衛門

(この間数行空白)

間中 さ、き四郎右衛門

四八 肥塚家文書目録

天正十三年 内信濃守 兼豊

十二月十三日

同 孫七郎

享祿四十一(六)月 廿四日 山根修理之進 信恵

永正十二三月 十五日 興兼(三郎)

文明二年 丑八月十四日 兼能

兼能

永正二年^(十七) 西尾新左衛門尉

亥三月三日

永正十一年^(六)

長岡修理進

二月九日

具忠

明応八年^(三) 興信

十一月十六日

永正十五年^(寅) 慶兼^(福屋)

丑四月廿二日

応仁二年^(三) 豊信

七月廿八日

三浦土佐守 盛重

三浦筑後 岡本下総守 兼貞

天文拾壹年

卯月十六日

※応仁二年の文書は原本・謄写本とも確認できない。

四九^(封紙ウハ書) 三隅興兼書状 (封紙のみ)

肥塚左衛門三郎殿 興兼

※以下は封紙が本紙と別に保管されており、対応関係が不明。

五〇^(封紙ウハ書) 三隅興兼書状 (封紙のみ)

肥塚左衛門三郎殿 興兼

五一^(封紙ウハ書) 三隅興兼書状 (封紙のみ)

小石見給人 興兼

※一五号文書の封紙カ

五一^(封紙ウハ書) 某書状 (封紙のみ)

肥塚

三郎右衛門尉殿

五三^(封紙ウハ書) 三隅興兼書状 (封紙のみ)

肥塚三郎衛門尉殿 興兼

五四^(封紙ウハ書) (福屋カ) 慶兼書状 (封紙のみ)

肥塚左衛門三郎殿 慶兼

※二七号文書の封紙カ

追記

三隅興信の興兼への改名は一四・一五号文書により永正三年閏十一月十八日以前であり、三二号文書は永正三年以前の文書となる。



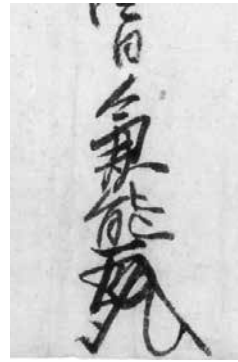
4. 三浦筑後



3. 三隅貞信



2. 三隅貞信



1. 某兼能



8. 三隅興兼



7. 三隅興兼



6. 三隅興信



5. 三隅興信



12. 養真庵くわんさん



11. 西尾宗茂



10. 三隅興兼



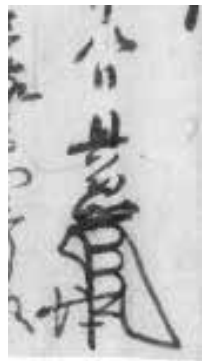
9. (肥塚力) 吉久



16. (福屋力) 慶兼



15. (肥塚力) 吉久



14. 三隅興兼



13. 三隅興兼



20. 某国憲 (右)
21. 某国貞 (中)
22. 某種貞 (左)



19. 三隅興信



18. 山根信恵



17. 山根信恵



28. 岡本兼貞



27. 肥塚忠保



26. 肥塚忠保



23. 某国憲 (右)
24. 某国貞 (中)
25. 某種貞 (左)



34. 栗原孫三郎



31. 桂春房 (右)
32. 児玉春種 (中)
33. 二宮春澄 (左)



30. 吉川元春



29. 肥塚忠保